

第 5 8 号議案

八王子市総合体育館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市総合体育館条例の一部を改正する条例

八王子市総合体育館条例（平成 2 5 年八王子市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 8 条、第 1 9 条関係）				別表第 1（第 8 条、第 1 9 条関係）			
種別	利用区分		金額（円）	種別	利用区分		金額（円）
メインアリーナ	全面、1 時間までごと		9,000	メインアリーナ	全面、1 時間までごと		6,000
サブアリーナ	全面、1 時間までごと		5,800	サブアリーナ	全面、1 時間までごと		3,900
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
多目的室	全面、1 時間までごと		2,400	多目的室	全面、1 時間までごと		2,100
会議・研修室	1 平方メートル、1 時間までごと		5	会議・研修室	1 平方メートル、1 時間までごと		7
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
備考 1～4 (略)				備考 1～4 (略)			
別表第 2（第 8 条、第 1 9 条関係）				別表第 2（第 8 条、第 1 9 条関係）			
種別	利用区分		金額（円）	種別	利用区分		金額（円）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1 (略) 2 「普通自動車」とは、道路交通法施				備考 1 (略) 2 「普通自動車」とは、道路交通法施			

行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する準中型自動車及び普通自動車で、長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.1メートル以下のものをいう。

3 「大型自動車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車及び中型自動車並びに長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.1メートルのいずれかを超える準中型自動車及び普通自動車をいう。

4 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

5・6 （略）

行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車（長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.1メートル以下のものに限る。）をいう。

3 「大型自動車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。

4 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車をいう。

5・6 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定並びに次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八王子市総合体育館条例（以下「新条例」という。）の規定による施行日以後の総合体育館の施設の利用に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても新条例の例により行うことができる。

3 施行日以後の総合体育館の施設の利用については、施行日前においても、新条例別表第1に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の額を支払わなければならない。